

子育て支援に関する施策の
年次報告
(平成26年度分)



平成27年9月

福島県

<目次>

第1章 本県の子どもと家庭を取り巻く環境

1 総論

- (1) これまでの子育て支援の取組と計画・・・・・・・・・・ 1
- (2) 子育てしやすい福島県づくり条例の制定・・・・・・・・ 1
- (3) 東日本大震災後の子育て支援体制とそれを取り巻く環境・・ 2

2 出生率等の現状

- (1) 出生数、出生率の推移・・・・・・・・・・ 5
 - ① 出生数と合計特殊出生率の推移・・・・・・・・・・ 5
 - ② 年少人口と高齢人口の推移・・・・・・・・・・ 6
- (2) 将来の人口・・・・・・・・・・ 6
- (3) 少子化の要因とその背景・・・・・・・・・・ 7
 - ① 未婚率の推移・・・・・・・・・・ 7
 - ② 平均初婚年齢の推移・・・・・・・・・・ 8
 - ③ 少子化の背景・・・・・・・・・・ 8

3 子育て支援の取組の方向性

- (1) 条例に基づく基本計画について・・・・・・・・・・ 8
- (2) うつくしま子ども夢プラン(後期行動計画)平成25年3月改定版
の概要・・・・・・・・・・ 9

4 まとめ・・・・・・・・・・ 10

第2章 子育て支援に関する重点施策

- <基本指針Ⅰ>東日本大震災を踏まえた子どもや家庭への支援・・・・・・・・ 11
- <基本指針Ⅱ>親と子のための保健・医療体制の整備と健康づくり・・ 14
- <基本指針Ⅲ>子育ての支援・・・・・・・・・・ 16
- <基本指針Ⅳ>子育てと社会参加の両立のための環境づくり・・・・・・・・ 20
- <基本指針Ⅴ>子どもの健やかな成長のための環境づくり・・・・・・・・ 23
- <基本指針Ⅵ>援助を必要とする子どもや家庭のための支援・・・・・・・・ 27
- <基本指針Ⅶ>次代の親の育成・・・・・・・・・・ 29

(参考)

- ・平成26年度子育て支援推進関連予算(前年度当初予算との比較)・・ 32
- ・「子育てしやすい福島県づくり条例」・・・・・・・・・・ 34

第1章 本県の子どもと家庭を取り巻く環境

1 総論

(1) これまでの子育て支援の取組と計画

〔子どもは社会の宝であり、子どもが大切にされ、健やかに成長することは、社会全体の願いである。〕

こうした基本的な考え方の下、本県では、「うつくしま子どもプラン」（平成7年度～平成12年度）、「新うつくしま子どもプラン」（平成13年度～平成17年度）を策定し、子どもが健やかに生まれ育つための環境づくりに取り組んできた。

しかし、少子化の進行には歯止めがかからず、緊急に集中的な対策を講じる必要があったこと、また、次世代育成支援対策推進法が制定され、この法律に基づき都道府県行動計画を策定する必要があったことから、「新うつくしま子どもプラン」の見直しを行い、平成17年度から平成21年度を計画期間として、社会全体で子育てを支援するという理念の下、「うつくしま子ども夢プラン」を策定した。

この「うつくしま子ども夢プラン」においては、本県の特性を生かしながら、安心して子育てができるとともに、子どもが健全に育つことができるように、行政や企業をはじめ、地域の様々な団体、高齢者を含めた幅広い世代など、社会全体で新たな支え合いによる、子育て支援を支援していく体制づくりを進めることが重要であるとして、「子育て支援を進める県民運動」を展開しながら、各種施策を総合的に推進してきた。

平成22年3月には、県政運営の基本指針である新しい福島県総合計画の策定に合わせ「うつくしま子ども夢プラン」を見直し、平成22年度から平成26年度を計画期間とした「うつくしま子ども夢プラン（後期行動計画）」を策定した。

このプランにおいては、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現することのできる環境づくりや、多様なニーズに対応できる子育て支援サービスを整備する視点を中心に前プランの見直しを行い、社会全体での子育て支援をさらに推進することとしている。

(2) 子育てしやすい福島県づくり条例の制定

社会全体で子育て支援を推進する気運の高まりの中、平成22年12月定例県議会において、議員提案による「子育てしやすい福島県づくり条例」が全会一致で可決、制定された。

本条例は、県民誰もが「子育てしやすい福島県」を実感できる社会を築くという条例制定の趣旨を前文に掲げ、県・市町村・県民・地域社会・事業主・保護者がそれぞれ役割を果たし、相互に連携、協力し、県民誰もが「子育てしやすい福島県」を実感できる社会を築くことを目的と

している。

県では、この条例の制定を踏まえ組織体制の見直しを行い、平成23年6月に子育て支援担当理事を設置し、プランの実現に向けて施策を部局横断的に推進してきた。

(3) 東日本大震災後の子育て支援体制とそれを取り巻く環境

平成23年3月11日の東日本大震災及びそれに伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故により、本県は地震及び津波に加え、放射性物質の飛散による甚大な被害を受けた。

これらの災害により、多くの県民がふるさとを離れて、仮設住宅などに避難せざるを得なくなり、特に、放射線に対する感受性が高いと言われている子どもを持つ世帯は、健康被害を危惧し、県外へも避難することとなった。

こうした深刻な状況に対応し、本県の子どもたちを放射線の影響から守り抜くため、平成23年7月に関係団体とともに、緊急プロジェクト推進会議を開催し、「ふくしま」の子どもを守る緊急宣言を行い、「ふくしまの子どもを守る緊急プロジェクト」として、子どもたちの健康と安全・安心を守るためのあらゆる対策を取りまとめ、県民一丸となって取組を進めてきた。

また、同年8月には、子育て支援に関する施策を総合的かつ一体的に推進する体制を強化するため、新たに知事を本部長として、「福島県子育て支援推進本部」を設置し、「うつくしま子ども夢プラン（後期行動計画）」の進行管理を行うとともに、安心して子どもを生み育てることができる環境づくりに、県を挙げて積極的に取り組んできた。

さらに、震災後、本県の状況が大きく変化したことから、平成24年度中に福島県総合計画の全面的な見直しが行われ、これに伴い、平成25年3月に、「うつくしま子ども夢プラン（後期行動計画）」を改定した。

また、「子育てしやすい福島県づくり条例」については、東日本大震災発生により生じた課題を解決するための施策展開等の重要性が盛り込まれ、平成25年9月定例県議会において一部改正がなされた。

「ふくしま」の子どもを守る緊急宣言

子どもは社会の宝であり、子どもが元気で明るく心身ともに健やかに成長することは社会全体の願いである。

しかし、今、東京電力福島第一原子力発電所で発生した原子力災害は、県民の安全と安心を根底から揺るがし、特に子どもたちの生活環境に深刻な影響を及ぼしている。

「ふくしま」の未来を担う大切な子どもたち。その子どもたちが、青空の下で伸び伸びと活動できるよう、安全で安心な「ふくしま」を取り戻さなければならない。

また、県外に避難を余儀なくされ、ふるさとへの思いを募らせている子どもたち。その子どもたちの、一日も早く「ふくしま」へ帰りたいたいという願いに応えられるよう、震災前の笑顔あふれる「ふくしま」を再生させなければならない。

「ふくしま」の子どもを守り抜く。

この強い決意の下、県民の皆さん、関係団体、市町村、県が一丸となり、総力を挙げて、「ふくしまの子どもを守る緊急プロジェクト」に取り組み、豊かで美しく、子どもたちを健やかに育む福島県を再び築きあげていくことをここに宣言する。

平成23年7月8日

「ふくしまの子どもを守る緊急プロジェクト」推進会議会長
福島県知事 佐藤 雄平

平成27年4月1日現在の18歳未満の子どもの避難者数は、県内避難12,006人、県外避難11,492人、合わせて23,498人となっており、平成24年4月1日現在と比較すると6,611人減少したものの、震災によって、これまで各地域で積み上げてきた社会全体で支え合いながら子育て・子育てを支援する体制の維持に支障が生じるなど、様々な影響が懸念されている。

現在も、原子力災害に対応し、廃炉作業や汚染水対策が進められているが、長期に渡る取組となるため、引き続き県民の声にしっかりと耳を傾け、福島の将来を担う子どもたちを守るために、市町村や各事業主体と連携し、様々な対策に着実に取り組んでいく必要がある。

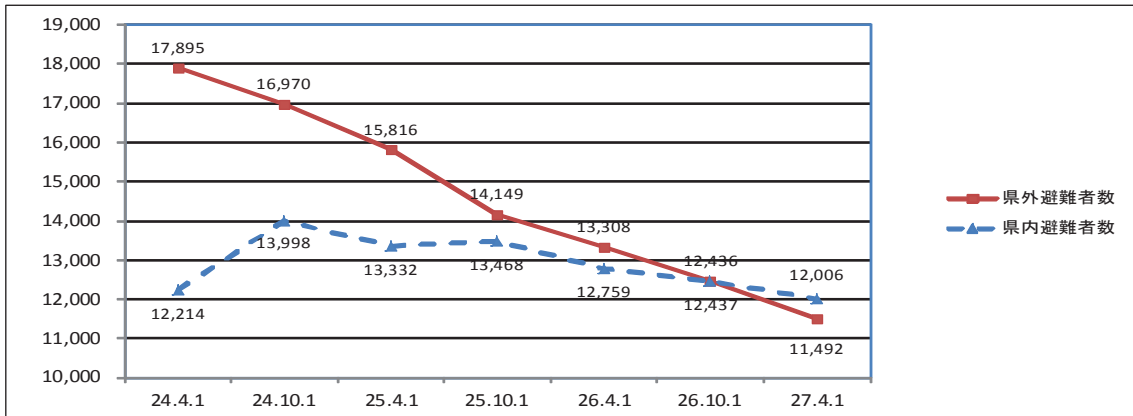
東日本大震災に係る子どもの避難者数調べ (市町村が把握している人数)

(単位:人)

市町村名	平成27年4月1日現在の把握数			
	(18歳未満避難者数)			
	避難先別			県外
	県内		避難元市町村内	
避難元市町村外				
福島市	2,059	0	25	2,034
会津若松市	55	0	4	51
郡山市	2,032	0	31	2,001
いわき市	1,690	516	36	1,138
白河市	238	50	6	182
須賀川市	247	66	32	149
喜多方市	0	0	0	0
相馬市	38	0	1	37
二本松市	272	0	5	267
田村市	206	157	24	25
南相馬市	4,729	1,769	1,086	1,874
伊達市	246	34	4	208
本宮市	31	0	3	28
桑折町	10	0	2	8
国見町	25	4	0	21
川俣町	176	68	66	42
大玉村	4	0	3	1
鏡石町	30	0	0	30
天栄村	22	0	4	18
下郷町	0	0	0	0
檜枝岐村	0	0	0	0
只見町	0	0	0	0
南会津町	0	0	0	0
北塩原村	0	0	0	0
西会津町	0	0	0	0
磐梯町	0	0	0	0
猪苗代町	17	0	0	17
会津坂下町	0	0	0	0
湯川村	0	0	0	0

市町村名	平成27年4月1日現在の把握数			
	(18歳未満避難者数)			
	避難先別			県外
	県内		避難元市町村内	
避難元市町村外				
柳津町	0	0	0	0
三島町	0	0	0	0
金山町	0	0	0	0
昭和村	0	0	0	0
会津美里町	2	0	0	2
西郷村	51	0	0	51
泉崎村	11	0	0	11
中島村	0	0	0	0
矢吹町	42	0	1	41
棚倉町	18	0	2	16
矢祭町	0	0	0	0
埴町	0	0	0	0
鮫川村	2	0	0	2
石川町	3	0	0	3
玉川村	6	0	0	6
平田村	0	0	0	0
浅川町	2	0	0	2
古殿町	7	0	0	7
三春町	12	0	2	10
小野町	29	0	6	23
広野町	490	11	411	68
檜葉町	1,077	0	905	172
富岡町	2,194	0	1,612	582
川内村	185	10	134	41
大熊町	2,058	0	1,510	548
双葉町	967	0	497	470
浪江町	3,039	0	1,859	1,180
葛尾村	186	0	168	18
新地町	8	0	0	8
飯館村	982	0	882	100
計	23,498	2,685	9,321	11,492
		12,006		
H26.10.1現在	24,873	12,437	12,436	
増減数	△ 1,375	△ 431	△ 944	

- ※ 平成27年4月1日時点の避難者数である。
 ※ 4月1日現在の「全国避難者情報システム」の積み上げ等によるもの。
 注)「全国避難者情報システム」は、避難者の任意の届け出に基づくもので、避難者の所在地の情報を、避難先の都道府県を通じて避難元の県や市町村に提供するもの。



2 出生率等の現状

(1) 出生数、出生率の推移

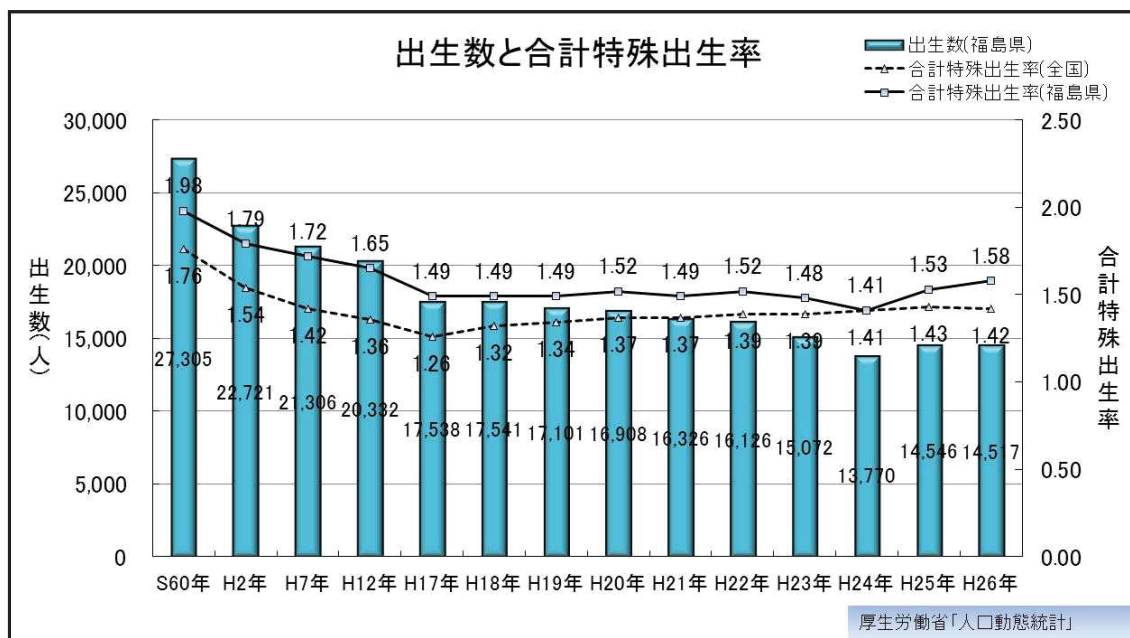
① 出生数と合計特殊出生率の推移

福島県の出生数は、戦後の第1次ベビーブームの昭和24年に約7万3千人をピークに激減し、第2次ベビーブームの昭和48年、49年頃に3万2千人台まで回復したが、その後は減り続け、平成14年には2万人を割り込み、平成24年には震災の影響により1万4千人を下回るまでに減少した。

公表されている直近の数字で見ると、平成26年の出生数は、大きく増加した平成25年度とほぼ同水準となったが、近年の傾向として出生数は図のとおり減少傾向にあり、少子化が進行している状況にある。

また、福島県の合計特殊出生率（一人の女性が一生の間に産む平均子ども数）は、人口置換水準（長期的に人口が安定的に維持される合計特殊出生率の水準）が2.07とされているところ、昭和の終わり頃には2.0に近い数字であったものが、年々減少している。

平成24年には全国と同数値の1.41まで減少したが、平成25年には震災前の水準を回復し全国平均を上回り、平成26年度は全国の1.42に対し1.58と、順位も全国第9位、東日本では第1位まで上昇しており、震災後の生活環境の変化により子どもを持つことを見合わせていた人たちの生活が落ち着きを取り戻してきたことが窺える。



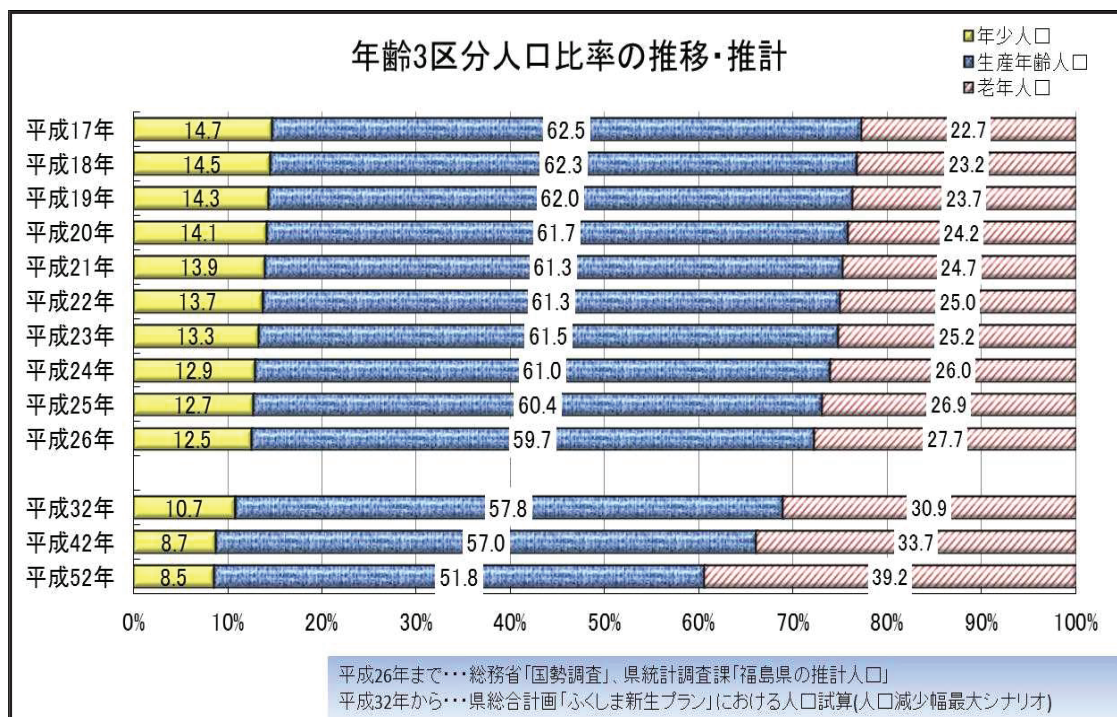
② 年少人口と高齢人口の推移

少子化の進行に伴い、年少人口（0から14歳）が減少するとともに、老年人口（65歳以上）の増加により、少子高齢化が進行している。

福島県の総人口に占める年少人口の割合は、年々低下し、平成26年10月1日現在12.5%となっている。

一方で、老年人口の割合は年々増加し、27.7%となっている。

平成8年に初めて老年人口割合が年少人口割合を上回って以来、その差は年々大きくなっている。

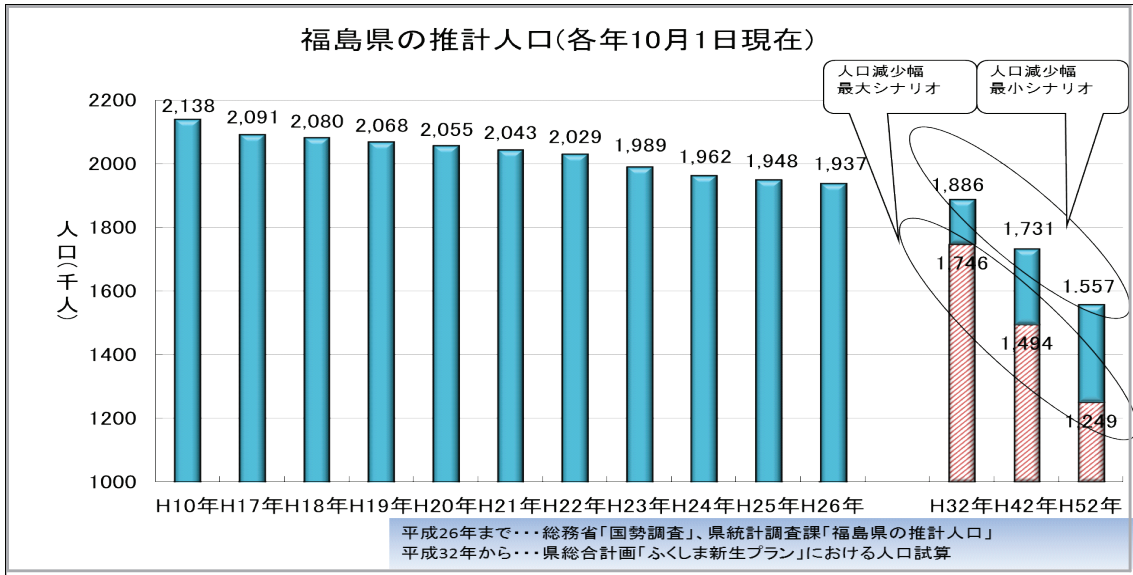


(2) 将来の人口

少子化の進行などを原因として、福島県の人口は平成10年の213万8千人をピークに減少傾向にある。

平成24年度に改定した県の総合計画では、東日本大震災と原子力災害の発生を踏まえ、改めて将来人口について2通りのシナリオで予測をしている。緩やかな人口減少の場合は平成32年に188万6千人、急激な人口減少の場合は平成32年に174万6千人まで減少すると試算しており、実際にはこの2つの試算の間で推移するものと想定している。

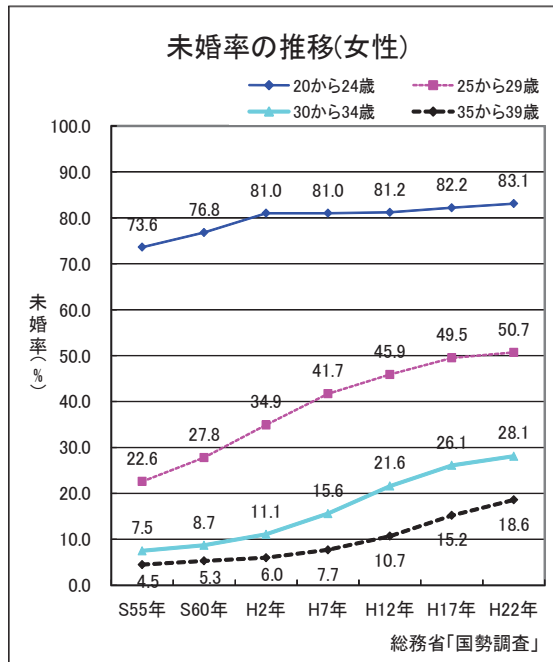
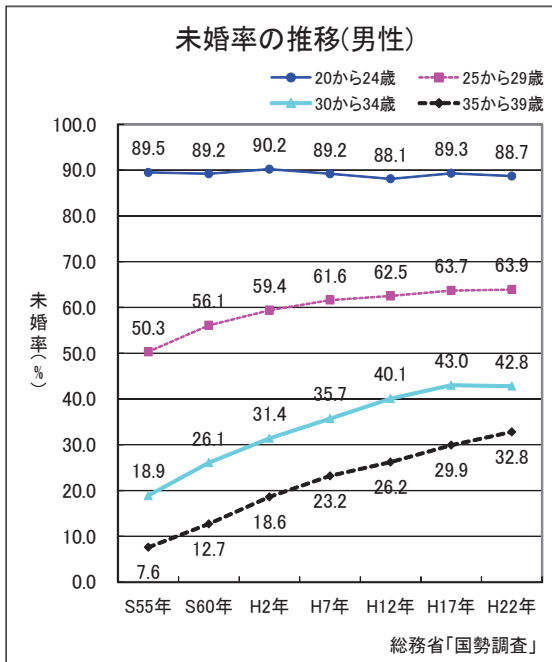
なお、平成22年国勢調査では、202万9千人となっていたが、東日本大震災による人口流出を含めた平成27年7月1日現在の推計人口は、192万7千人となっており人口の減少が続いている。



(3) 少子化の要因とその背景

① 未婚率の推移

未婚率の推移をみると、全国よりは低いものの、男性の20歳代前半を除いて全体的に上昇してきており、晩婚化の傾向が強くなってきている。男女とも、20歳代後半及び30歳代の未婚率の上昇が目立つ。

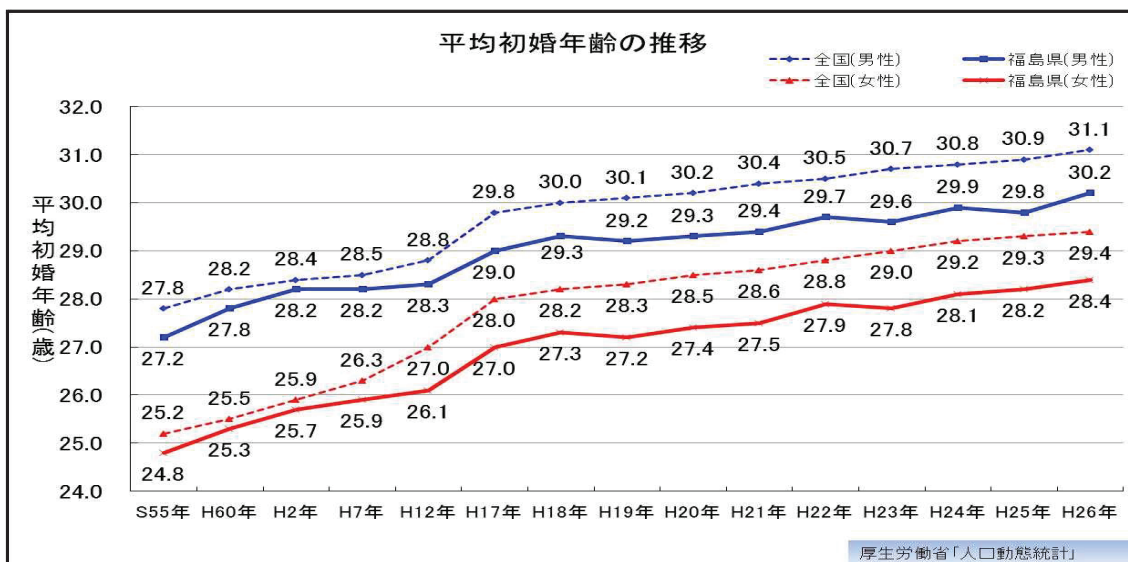


未婚率 (平成22年国勢調査)

	福島		全国	
	男性	女性	男性	女性
25～29歳	65.6%	51.5%	71.7%	60.3%
30～34歳	43.6%	28.4%	47.3%	34.5%

② 平均初婚年齢の推移

本県の平均初婚年齢は、平成26年（概数）で男性は30.2歳（全国31.1歳）、女性は28.4歳（全国29.4歳）で男性は全国第3位、女性は全国第1位であり、全国と同様高年齢化の傾向にあるものの、優位な状況にある。



③ 少子化の背景

平成20年度に県が実施した県民意識調査では、「結婚は否定しないものの急いではない」「独身生活の利点を享受しているため今は結婚しなくてもよい」また、女性が男性より「仕事と家事あるいは育児を両立させる自信がない」ことを強く感じており、こうした意識が未婚率の上昇につながっているものと考えられる。

また、雇用環境等によって、将来への不安から結婚や出産をためらうことや、若者の経済力の低下によって、結婚したくても結婚に踏み切れない若者が増えていることも出生数の減の要因と考えられる。

社会的傾向としては、共働き世帯の増加、地域社会における人間関係の希薄化が、子育て世帯の孤立化にも影響し、子育てが家庭という狭い領域で行われることで、様々なマイナスの効果を及ぼし、それが出産を躊躇させる要因となっている。

3 子育て支援の取組の方向性

(1) 条例に基づく基本計画について

「子育てしやすい福島県づくり条例」には、その第9条で子育て支援に係る基本的施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画を定めることが義務づけられており、平成26年度までは「うつくしま子ども夢プラン（後期行動計画）」が、条例に定める基本計画であった。

（平成27年度からは、平成27年3月に策定した「ふくしま新生子ども夢プラン」が、条例に定める基本計画となっている。）

(2) うつくしま子ども夢プラン(後期行動計画) 平成25年3月改定版の概要

この計画は、下図にあるように、理念と目標の下に計画改定後に加えた「東日本大震災を踏まえた子どもや家庭への支援」の基本方針を含めて、7つの基本方針が定められており、基本方針の下に基本的施策、その下に行動計画が定められている。

計画の理念、目標及び基本方針

<背景>

- ・東日本大震災の影響により、避難区域をはじめ広い地域で住民が県内外への避難を余儀なくされているほか、放射線の影響による健康上の不安を抱いている。
- ・かつては、子育ては大家族や集落、地域全体で行われてきたが、現在の社会においては、核家族化の進行、地域社会における人間関係の希薄化により子育てが孤立化しており、子育てに伴う不安や負担が増大。
- ・また、女性の社会進出が進み、子育てと仕事との両立、男性の子育てへの参画が望まれている。
- ・このように、現在の社会は、子育てしにくい社会になっており、少子化も急速に進行。
- ・子どもは社会の宝であり、子どもが大切にされ、健やかに成長することは社会全体の願い。

そのためには、福島県総合計画「ふくしま新生プラン」で掲げた基本目標「夢・希望・笑顔に満ちた“新生ふくしま”」を実現するため、また、福島県復興計画で主要施策の一つとして位置づけた「未来を担う子ども・若者の育成」を推進するため、社会全体で子育て・子育てを支援していく体制づくりを進めることが重要であり、県民を挙げて「子育て支援を進める県民運動」の展開を図る必要がある。

<理念>

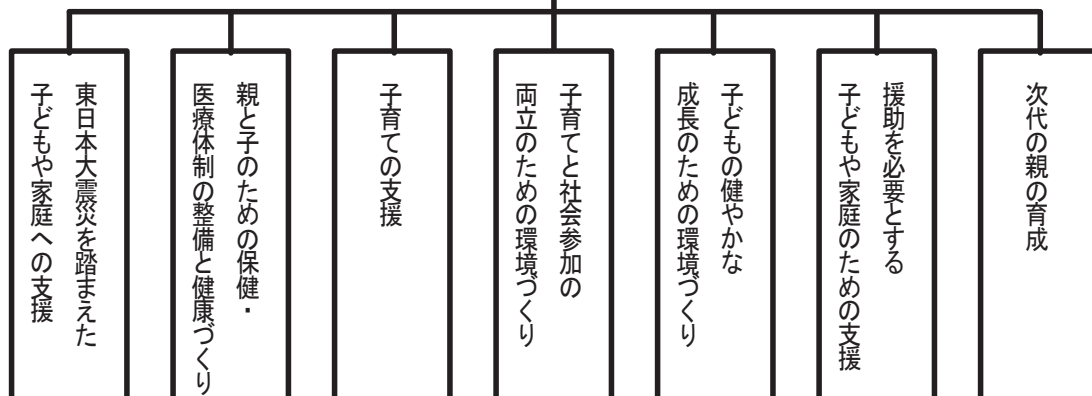
社会全体での子育て・子育ての支援

<目標>

安心して子どもを生み、
育てることができる社会

子どもが大切にされ、
いきいきと育つことができる社会

子育て支援を進める県民運動



4 まとめ

うつくしま子ども夢プラン(後期行動計画)は、最終年度である平成26年度を目標年度として各施策の目標値を定め実施してきた。その結果、各施策は概ね目標を達成できたと考えられるが、待機児童数が増加したこと(基本的施策：子育て支援サービスの充実)や、小中学校の体力・運動能力が全国平均を下回っている(基本的施策：学校教育の充実)等の課題も残っている。

また、次世代育成支援対策推進法に基づく都道府県行動計画は、平成26年4月に同法が10年間延長され、引き続き計画の策定が求められたことから、平成25年度に公益社団法人こども環境学会により実施した「震災を踏まえた子育て環境に関する調査研究」の結果を踏まえ、福島県の子育て施策を再構築し、ライフステージに応じた5つの柱からなる「ふくしま新生子ども夢プラン」(平成27年度～平成31年度)を平成27年3月に新たに策定した。さらに、県では、少子化の進行や東日本大震災による影響など、子育て環境の変化を踏まえ、本県の未来を担う子どもや青少年の育成を総合的かつ一体的に推進するため、平成27年4月にこども未来局を設置したところである。

今後も「ふくしま新生子ども夢プラン」に基づき、これまでに出た課題の解決に向けた施策の展開を図り、関係部局、市町村、県民、事業主、その他関係団体との連携の下、社会全体での子育て・子育ての支援を推進していく。

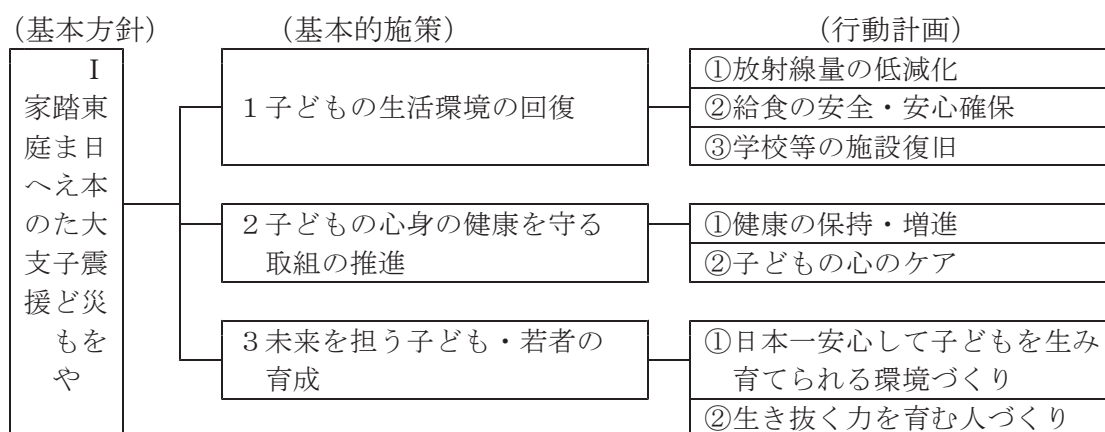
第2章 子育て支援に関する重点施策

平成26年度は、前年度に引き続いて、東日本大震災と原子力発電所の事故による被害への対応を中心にしながら、「うつくしま子ども夢プラン（後期行動計画）」の基本方針に沿った様々な施策を展開した。

以下、平成25年3月改定後の「うつくしま子ども夢プラン（後期行動計画）」の7つの基本方針について、その方針の内容と平成26年度の主な事業について説明していく。

また、指標については、主な事業と関連の深いものをグラフ化し、その上で、基本方針ごとの指標の評価を記載した。

＜基本方針 I＞東日本大震災を踏まえた子どもや家庭への支援



＜基本方針の概要＞

除染を進めることで放射線量の低減化を図るとともに、放射性物質による健康不安を解消するため、長期にわたる県民健康調査を継続していくほか、被災した子どもの心のケアの支援体制を整備します。

また、震災の体験を生かしたふくしまならではの教育を行うとともに、18歳以下の医療費無料化を図り、放射線量の低い地域での自然体験活動や屋内における遊び場を整備するなど、安心して子どもを生み育てられる環境づくりに取り組みます。

＜平成26年度の主な事業＞

- ・母子の健康支援事業** 29,642千円
 妊婦や乳幼児を持つ保護者を対象に、子育てや健康・母乳等に関する相談体制を充実させるための事業を行った。
 実績：電話相談件数 1,269件
 母乳検査件数 16件（放射性セシウム134、137未検出）
 訪問延べ件数 合計1,328回
 子育てサロン 233回、2,821組
- ・ふくしまっ子自然体験・交流活動支援事業** 677,191千円
 震災の経験を踏まえ、再発見した郷土の良さを伝え合い発信するための

交流活動を行う団体や充実した自然体験活動等を行う団体に対して、補助金を交付した。

実績：小・中学校自然体験・交流活動支援事業

補助申請 523件・補助対象人数 28,127人

幼稚園・保育所自然体験活動等支援事業

補助申請 463件・補助対象人数 50,139人

社会教育団体自然体験活動支援事業

補助申請 8件・補助対象人数 418人

ふくしまっ子体験活動応援補助事業

補助申請 2,723件・補助対象人数 60,090人

ふくしまっ子自然の家体験活動応援事業

参加人数 2,431人

• **被災児童生徒等就学支援事業**

1,182,960千円

被災し経済的理由により就園、就学が困難となった幼児、小中学生に対し、入園料、保育料、学用品費等の援助を実施した市町村に対し補助を行った。

実績：被災幼児就園支援事業 22市町村

補助対象者1,640名、補助金額224,778千円

被災児童生徒就学援助事業 44市町村

補助対象者5,267名、補助金額958,182千円

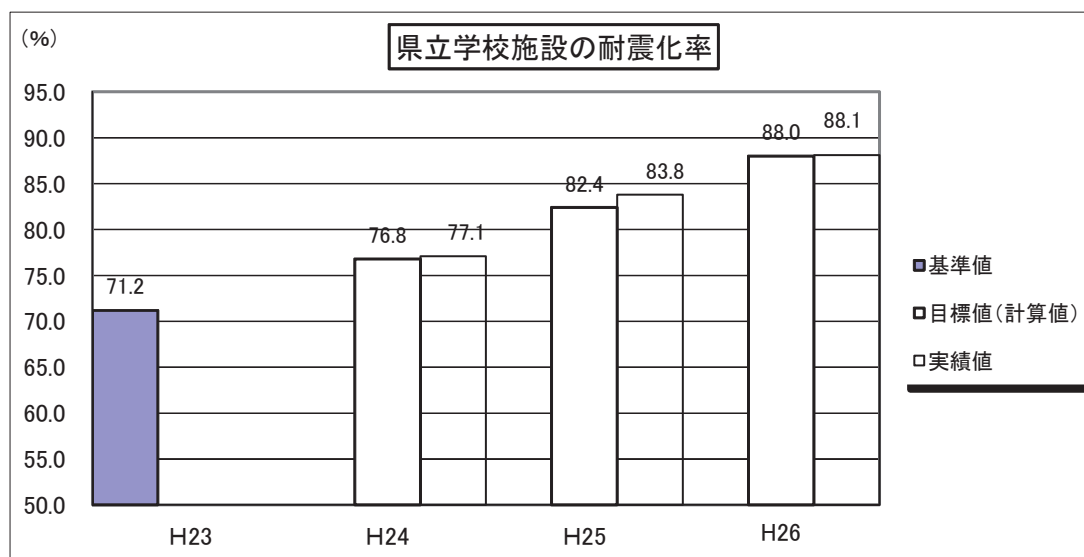
• **県立学校施設耐震改修等事業**

3,525,437千円

県立学校施設について、耐震改修工事・改築工事を行った。

実績：耐震改修工事 23棟

改築工事 1棟



• **放射線教育推進支援事業**

13,056千円

放射線等に関する基礎的な知識について理解を深め、健康で安全な生活を送るため、児童・生徒へ放射線教育に関する育成を行った。

実績：6月指導者養成研修会を実施

8月～11月教育事務所ごとに、地区別研究協議会を実施

県内小中学校7校を実践協力校に指定し、先進的な授業の実践や公開授業等を実施
 2月末に実施状況調査
 運営協議会を4月～2月までに6回実施
 指導資料の第4版と学習教材DVDを作成

<指標評価>

「基本方針Ⅰ」についての指標評価

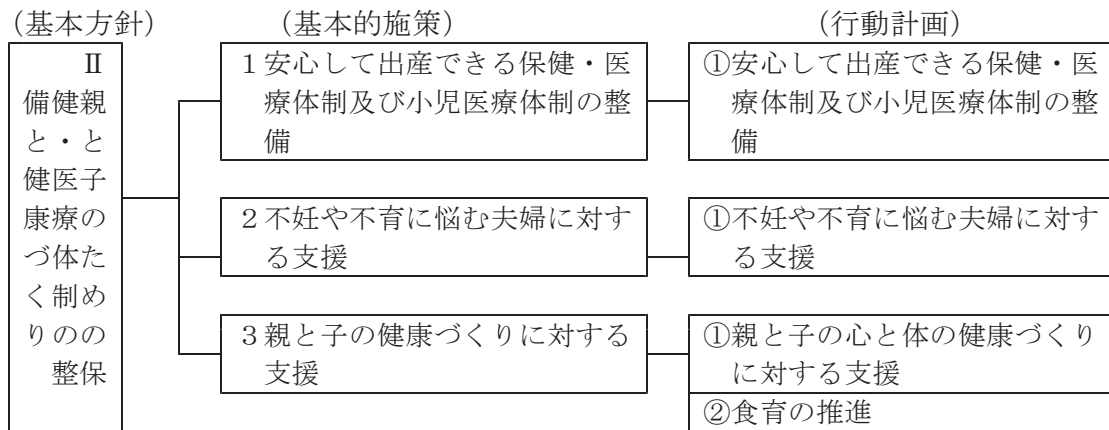
施策に関する指標		基準値 (計画改定時の値) A	目標値 (平成26年度) B	実績値 (平成26年度) C	達成率 (C-A)/(B-A)	達成状況 ※
Ⅰ 東日本大震災を踏まえた子どもや家庭への支援						
甲状腺検査の受診率	H23	79.8%	100.0%	25 81.5%	—	C
放射線教育に係る授業を実施した学校の割合 (公立小・中学校)	H24	100.0%	100.0% %維持	100.0%	100.0%	A
防災教育に係る授業 (避難訓練を除く)を実施した学校の割合 (公立小・中学校)	H24	96.0%	100.0%	100.0%	100.0%	A
県立学校施設の耐震化率	H23	71.2%	88.0%	88.1%	100.6%	A

※ 達成状況のAは実績値が目標値以上のもの、Bは達成率が50%以上のもの、Cは達成率が50%未満のもの、Dは実績値が計画の基準値と同じか下回っているものである。

(目標未達成の理由)

指標	評価	理由
甲状腺検査の受診率	C	数値は上昇しているものの、放射線の健康影響についての受け止め方は様々であり、目標値には達しなかった。

＜基本方針Ⅱ＞親と子のための保健・医療体制の整備と健康づくり



＜基本方針の概要＞

放射線の健康影響に関する正しい知識等の情報発信に努めるほか、食育を推進するなど親子の健康づくりを支援します。また、安心して出産できる保健・医療体制及び小児医療体制の整備を進めるとともに、不妊や不育に悩む夫婦のための対策を推進します。

＜平成26年度の主な事業＞

・地域医療支援センター運営事業（医師研修・研究資金貸与事業）

9, 200千円

県内の医師不足及び地域偏在を解消し、地域医療の充実を図るため、県内外からの医師確保・定着促進のための支援を行った。

実績：県外から転入した産科医1名に研究資金を貸与

将来産科・小児科・麻酔科の医師として県内の自治体等病院

で勤務しようとする研修医3名に研修資金を貸与

（貸与実績内訳）産科1名、小児科2名

・特定不妊治療費助成事業

151, 221千円

医療保険の適用とならない体外受精、顕微授精による治療を受けた夫婦を対象に、治療に要した費用の一部を助成した。

実績：1回の治療につき15万円を限度とし、H25年度までに助成を受けた方は、1年度あたり2回を限度に、H26年度に新規で申請した方に通算6回を限度に助成した。

助成件数 延べ920件

・不育症治療費等助成事業

912千円

流産、死産や新生児死亡などを繰り返して結果的に子どもを持ってない不育症の夫婦に対して、治療費の一部の助成を行った。

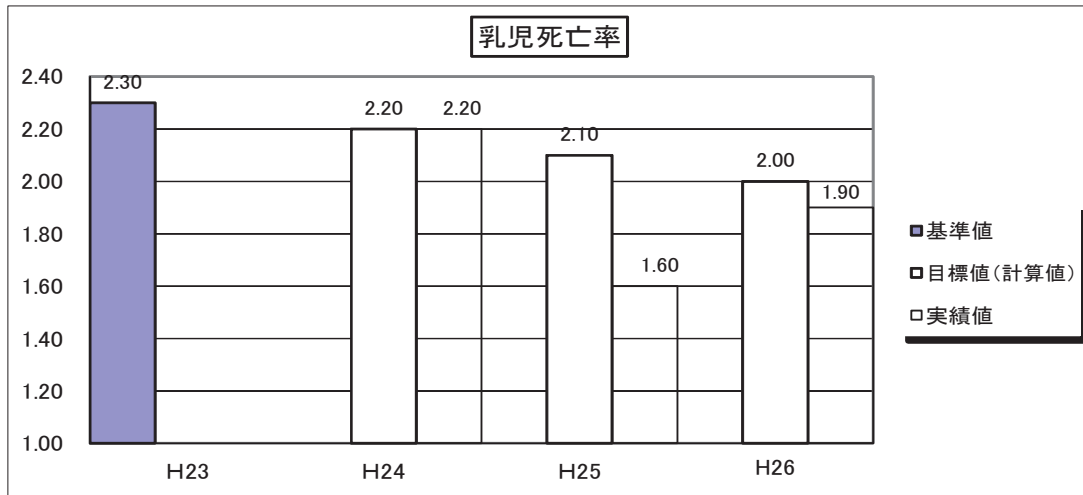
実績：1回の治療につき15万円を限度 助成件数9件

・小児救急電話相談事業

10, 992千円

子どもの急病への対処法等について、保護者へアドバイスをする夜間の電話相談を実施した。

実績：電話相談利用件数 8, 287件



※ 計画改定時に基準値を平成20年度の2.7から平成23年度の2.3に変更し、新たに目標を設定した。平成26年度は目標値を達成した。

<指標評価>

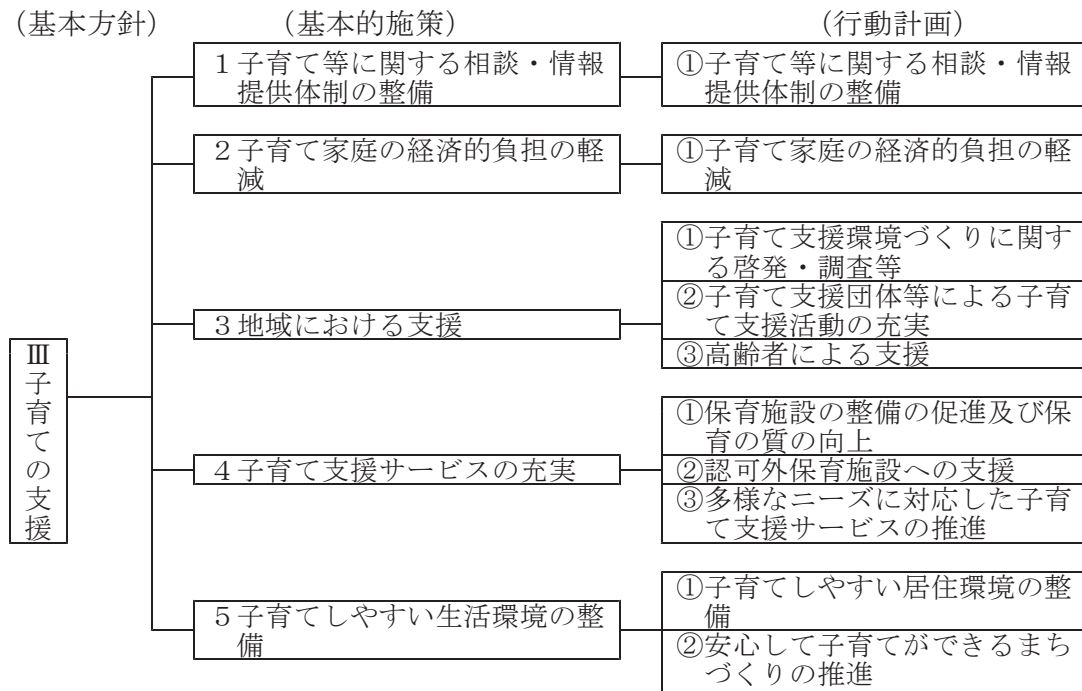
「基本方針Ⅱ」についての指標評価

施策に関する指標	基準値 (計画改定時の値) A	目標値 (平成26年度) B	実績値 (平成26年度) C	達成率 (C-A)/(B-A) ※	達成状況 ※
Ⅱ 親と子のための保健・医療体制の整備と健康づくり					
周産期死亡率（出生数千人対）	H23 3.6	3.5以下	3.3 (H26年概数)	300.0%	A
乳児死亡率（出生数千人対）	H23 2.3	2.0以下	1.9	133.3%	A
1歳6か月児健診の受診率	H22 96.1%	100.0%	95.1%	—	D
3歳児健診の受診率	H22 93.9%	100.0%	93.6%	—	D
養育支援訪問事業実施市町村率	H23 49.2%	50.8%	61.0%	737.5%	A
乳児家庭全戸訪問事業実施市町村率	H23 91.5%	100.0%	96.6%	60.0%	B
朝食を食べる児童・生徒の割合	H23 96.3%	96.6%以上	96.6%	100.0%	A

(目標未達成の理由)

指標	評価	理由
1歳6か月児健診の受診率	D	避難した住民の受診状況を十分確認できないため。
3歳児健診の受診率	D	避難した住民の受診状況を十分確認できないため。
乳児家庭全戸訪問事業実施市町村率	B	平成26年度末現在、乳児家庭全戸訪問事業が実施されていない市町村は2市であるが、市保健師による出生後の乳児訪問で対応されている状況であった。なお、2市とも27年度中には事業実施となる予定。

＜基本方針Ⅲ＞子育ての支援



＜基本方針の概要＞

社会全体で子育て世帯を支援するため子育て支援を進める県民運動を一層推進します。

また、安心して子育てができるように放射線の健康影響に対する正しい知識をはじめとした相談・情報提供体制を整備するとともに、仕事と生活の調和（ワークライフバランス）等を推進する中で、多様な子育て支援サービスの整備・充実を図り、子育てに関する団体や高齢者等地域における様々な社会資源による子育ての支援を図ります。

＜平成26年度の主な事業＞

・家庭支援相談事業

6, 376千円

中央児童相談所に、誰でも気軽に相談できる専用ダイヤルを設置し、医療・法律・福祉などの専門家チームの支援の下、電話及び電子メールによる相談を実施した。

実績：電話相談員を5名配置し電話相談事業を実施

電話相談件数355件

児童家庭専門員を3名配置し、電話相談等のケースのうち高度な専門知識を要するものについて援助活動を行った。

・家庭児童相談室事業経費

17, 361千円

児童相談所に家庭相談員を配置し、家庭における人間関係や児童の育成等について相談指導を実施した。

実績：家庭相談員を9名配置

・福島県奨学資金貸付事業、福島県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与事業 615, 699千円

経済的理由によって修学が困難と認められる生徒に対して奨学資金の貸与を行った。

実績：福島県奨学資金貸付事業

1, 410名（うち震災特例採用657名）に対し奨学資金を貸与（新規：高校等374名、大学等137名・継続：高校等729名、大学等170名）

福島県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与事業

4名に対し奨学資金を貸与（新規：2名・継続：2名）

・ふくしま保育士人材確保事業 61, 454千円

保育士の人材を確保するため、潜在保育士の就職支援、修学資金貸付、処遇改善等の支援を行った。

実績：保育士・保育所支援センター事業 2カ所（委託：社会福祉協議会，補助：郡山市）実施

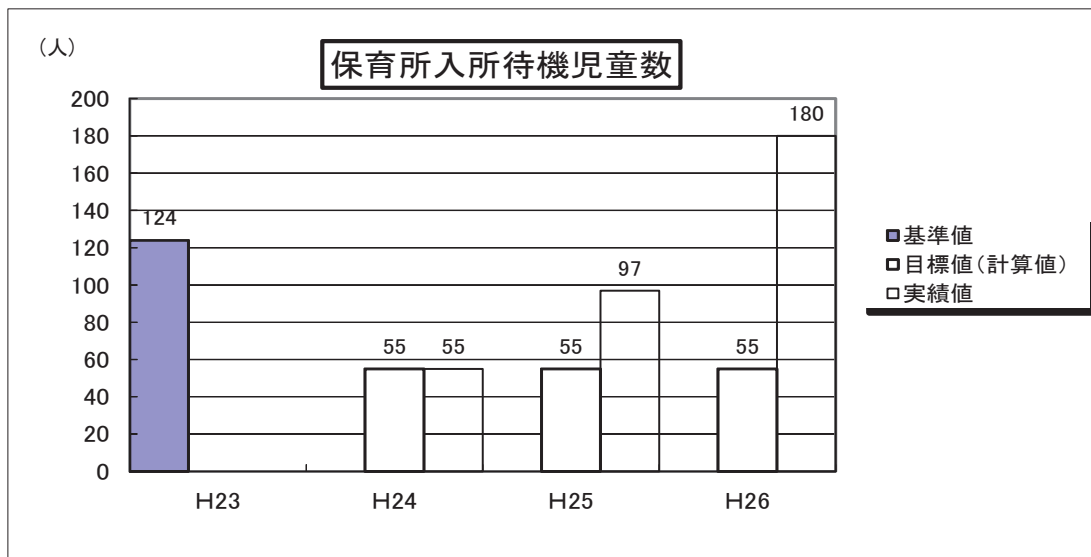
貸付事業 32名分の修学資金を社会福祉協議会へ補助

保育士等処遇改善臨時特例事業 25, 250千円

・保育所等整備事業 129, 562千円

安心こども基金を活用し、保育所や認定こども園の整備に対する補助を行った。

実績：保育所緊急整備事業 2市 129, 562千円の補助を実施



※ 保育所入所待機児童数については、平成26年度まで、各年度55名以下を目標値とし、平成31年度までに0名を目指すこととしている。

・子育て応援パスポート事業 7, 553千円

子どもがいる世帯にパスポート（ファミたんカード）を交付するとともに、協賛事業者を募集し、当該企業等を利用する際にパスポートを提示することにより各種サービスを受けることができる仕組みを推進した。

実績：協賛店舗数 3,944店（平成27年3月末現在）
 ファミたんカード交付枚数 15,046枚
 （累計 376,259枚）

<指標評価>

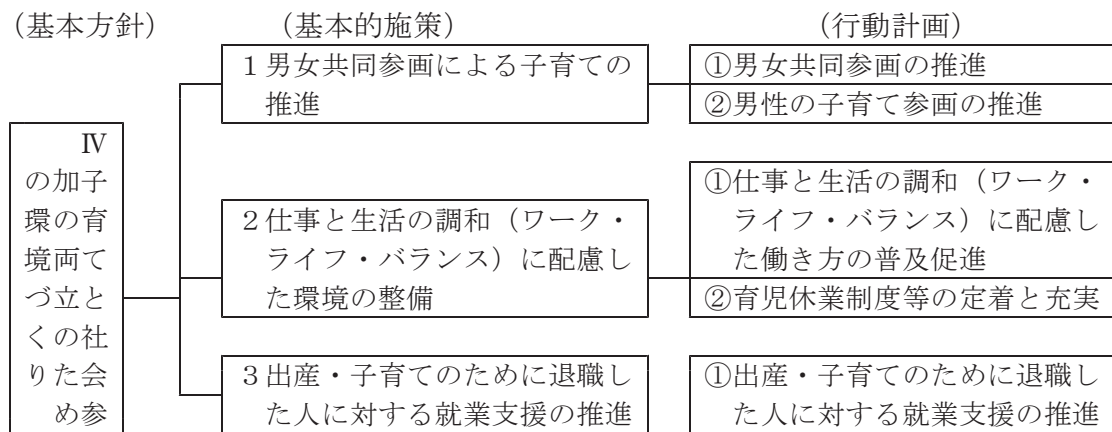
「基本方針Ⅲ」についての指標評価

施策に関する指標	基準値 (計画改定時の値) A	目標値 (平成26年度) B	実績値 (平成26年度) C	達成率 (C-A)/(B-A)	達成 状況 ※
Ⅲ 子育ての支援					
子育て支援等に関するホームページへのアクセス件数	H23 155,215 件	160,000 件	135,221 件	—	D
メールマガジン「ふくしまエンゼルサポート」登録者数（累計）	H23 220 人	250 人	234 人	46.7%	C
子育て支援を進める県民運動関連事業参加者数（22～26年度累計）	H23 90,208 人	150,000 人	209,298 人	199.2%	A
地域子育て支援拠点（センター型・ひろば型・児童館型）施設数（累計）	H23 75 カ所	95 カ所	92 カ所	85.0%	B
ファミリー・サポート・センターの設置数（累計）	H23 26 カ所	29 カ所	28 カ所	66.7%	B
保育所入所待機児童数	H23 124 人	55 人以下	180 人	—	D
延長保育実施施設数	H23 222 カ所	229 カ所	255 カ所	471.4%	A
休日保育実施施設数	H23 7 カ所	18 カ所	7 カ所	0.0%	D
一時預かり実施施設数	H23 114 カ所	124 カ所	132 カ所	180.0%	A
病児・病後児保育実施施設数	H23 14 カ所	26 カ所	21 カ所	58.3%	B
認可外保育施設における有資格者数割合	H24 74.9 %	78.8 %	75.3 %	10.3%	C
乗合バス会社におけるノンステップバスの導入率	H22 4.6 %	5.0 %以上	11.3 %	1675.0%	A
すべての人が安心して通れるように配慮して整備された歩道の延長	H23 567.0 km	610.0 km以上	643.0 km	176.7%	A
「やさしさマーク」交付数（累計）	H23 407 件	427 件以上	422 件	75.0%	B
おもいやり駐車場協力施設数（累計）	H23 1,097 カ所	1,137 カ所以上	1,136 カ所	97.5%	B

(目標未達成の理由)

指 標	評価	理 由
子育て支援等に関するホームページへのアクセス件数	D	システム更新で平成26年度4月からアクセス数の集計方法が変わったため減少した。(従前の集計によるアクセス数の把握が困難)
メールマガジン「ふくしまエンゼルサポート」登録者数(累計)	C	支援者向け情報が主であることから、登録者は増加したが目標値には至らなかった。
地域子育て支援拠点(センター型・ひろば型・児童館型)施設数(累計)	B	平成26年度中に3箇所の新規設置があり継続的な増加が認められるが、目標値には達しなかった。
ファミリー・サポート・センターの設置数(累計)	B	未設置自治体は、一時預かりなど他の方法で対応可能であるとして、設置には至らなかったため、目標値に達しなかった。
保育所入所待機児童数	D	出生数の回復や保育所に子どもを預けて働くことを希望する親が増えていること等による。
休日保育実施施設数	D	基準上、最低2名以上の保育士が必要であり、保育士の配置や出勤体制など、実施に向けて課題があるため。
病児・病後児保育実施施設数	B	事業内容的に定期的な利用が見込めず、職員体制等実施に向けて課題があることから、伸びてはいるものの目標値には達しなかった。
認可外保育施設における有資格者数割合	C	有資格者数は増加しているものの全体的に保育従事者数も増加しており、事業所内保育施設等証明書未交付施設を含めると目標値には達しなかった。
「やさしさマーク」交付数(累計)	B	交付数は増加したが、新たな施設整備が少なかったため、目標値には至らなかった。
おもいやり駐車場協力施設数(累計)	B	施設数は増加したが、協力施設の閉鎖等も増えたため、目標値には至らなかった。

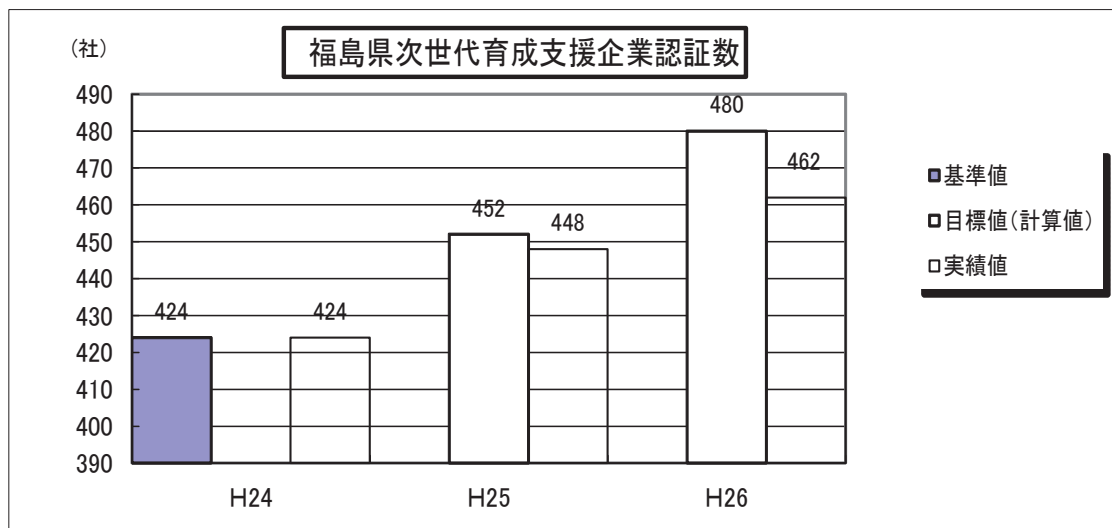
＜基本方針Ⅳ＞子育てと社会参加の両立のための環境づくり



＜基本方針の概要＞
 男女がともに子育てに関わっていく社会づくりを進めるとともに、子育てをしながら働き続けることのできる環境づくりのため、子育てに配慮した働き方の普及促進や職場における子育て支援の促進を図ります。

＜平成26年度の主な事業＞

- ・次世代育成・少子化対策推進事業 20千円
 一般事業主行動計画を策定し仕事と育児の両立支援に取り組み、育児休業取得者が生じた中小企業や、仕事と生活のバランスが取れる働きやすい職場環境づくりに向けて総合的な取り組みを行っている企業を認証した。
 実績：14社（「子育て応援」中小企業認証 5社
 「仕事と生活の調和」推進企業認証 9社）



※ 福島県次世代育成支援企業（家庭と仕事が両立できる、男女がともに働きやすい職場環境づくりに取り組む企業を県が認証するもので、認証を受けると、企業の社会的な評価が高まる）の認証数の基準値を、計画改定時に平成20年度の213社から、平成24年度の424社に見直した。平成26年度は目標値480社には達していないが、着実に増加している。

- **病院内保育所運営費補助事業** 134,949千円
 こどもを持つ病院職員が子育てをしながら働き続けられるよう、病院内保育施設の運営に対する補助を行った。

実績：29法人31施設へ補助

- **男女共生センター管理運営事業（研修事業）** 1,955千円
 男女共生センターにおいて各種講座を実施し、男女があらゆる分野に参画し、ともに責任を担うために必要な資質・能力の向上を図った。

実績：男性のための男女共同参画基礎講座、未来館エンパワーメント塾、女性のチャレンジ応援講座、未来館健康講座、教師のための次世代育成人権セミナー、未来館ボランティアセミナー、市町村男女共同参画担当者研修、研修講師派遣事業、ふくしまWLBフォーラム

参加者数 合計627名

<指標評価>

「基本方針Ⅳ」についての指標評価

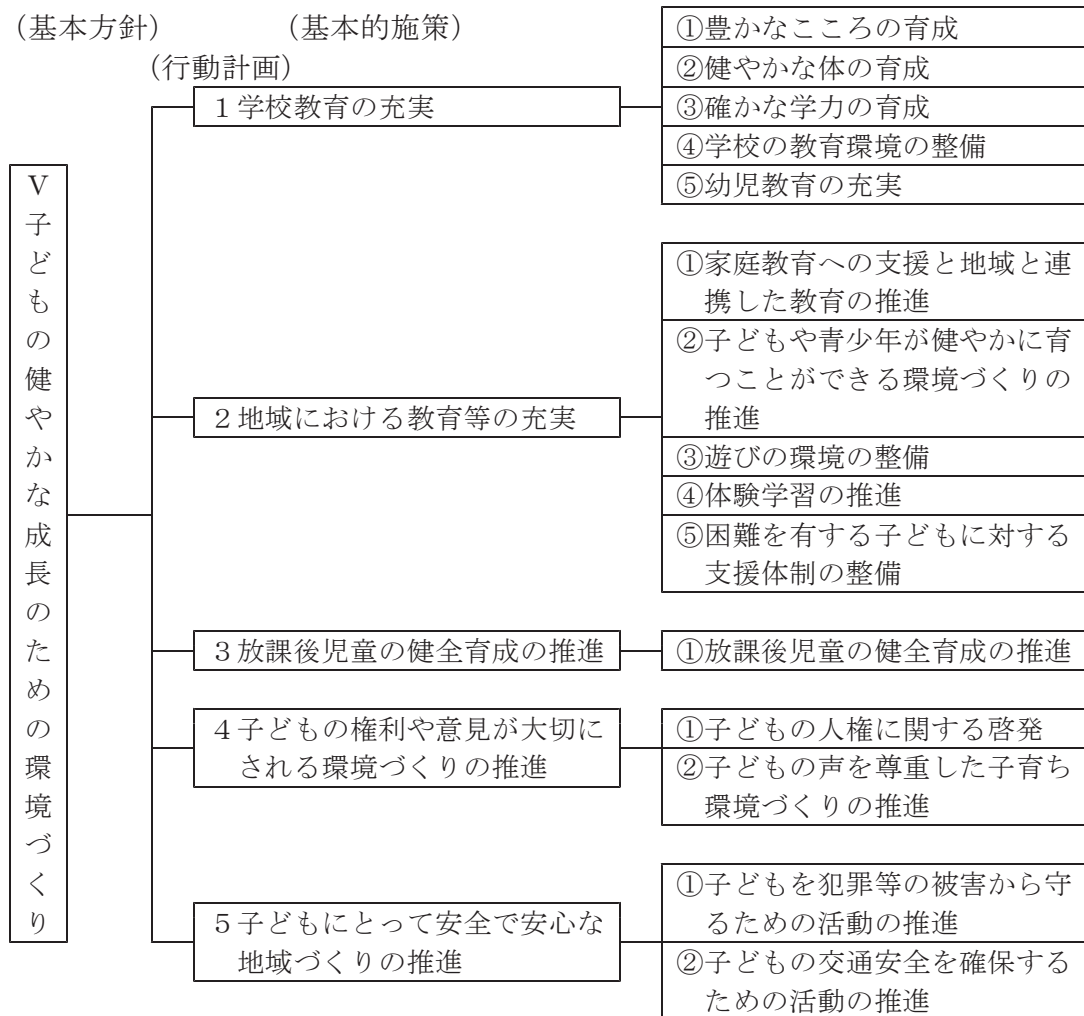
施策に関する指標	基準値 (計画改定時の値) A	目標値 (平成26年度) B	実績値 (平成26年度) C	達成率 (C-A)/(B-A) ※	達成状況 ※
Ⅳ 子育てと社会参加の両立のための環境づくり					
男女共生センターにおける男女共同参画に関する講座の受講者数（22～26年度累計）	H23 2,955人	4,000人	5,916人	283.3%	A
市町村における男女共同参画計画の策定率	H24 44.1%	47.5%	39.0%	—	D
ポジティブ・アクションの措置がある企業の割合	H23 3.9%	10.0%	6.0%	34.4%	C
福島県次世代育成支援企業認証数（累計）	H24 424社	480社以上	462社	67.9%	B
年次有給休暇の取得率	H23 47.8%	60.0%	48.9%	9.0%	C
育児休業取得率（女性）	H23 97.3%	97.3%以上	95.7%	—	D
育児休業取得率（男性）	H23 1.2%	2.2%以上	1.2%	—	D
出産、育児等を理由とした退職者の再雇用特別措置を設けている企業の割合	H23 13.4%	20.0%	17.9%	68.2%	B

（目標未達成の理由）

指標	評価	理由
市町村における男女共同参画計画の策定率	D	計画期間が切れる市町村において、次期計画の策定につなげず、計画が途切れた市町村があったため、前年度より実績値が低くなった。
ポジティブ・アクションの措置がある企業の割合	C	昨年度より0.6%減少し、企業のポジティブ・アクションへの取組に対する意識が低く、浸透していないためと考えられるが、徐々にではあるが上昇傾向にある。

指 標	評価	理 由
		<p><ポジティブ・アクション> 女性の能力を十分に活かし、実質的な男女均等取扱いを実現するため、個々の企業が行う自主的かつ積極的な取組。</p>
福島県次世代育成支援企業認証数(累計)	B	昨年度より認証企業数は14社増えたが、建設業以外の業種の申請が少なく、目標値には達しなかった。
年次有給休暇の取得率	C	業務多忙により有給休暇の取得にためらいを感じている労働者が多いと考えられる。
育児休業取得率(女性)	D	実績値は95%を超えており、ほぼ育児休業については定着しているが、職場によっては育児休業が取得しづらい状況にあると考えられる。
育児休業取得率(男性)	D	男性の育休取得に対する意識が企業、本人とも低いことに加え、好景気を背景に業務が忙しく育休を取得しづらい状況にあると考えられる。
出産、育児等を理由とした退職者の再雇用特別措置を設けている企業の割合	B	昨年度より0.8%減少したが、制度導入を検討する企業が増えてきており、徐々に上昇するものと考えられる。

＜基本方針V＞子どもの健やかな成長のための環境づくり



＜基本方針の概要＞

子どもが健やかに、また、個性豊かに育つことができるように、学校及び地域において震災を踏まえたふくしまならではの教育を推進するとともに、子どもにとって必要不可欠な遊びの充実や体験学習に係る環境整備を進めます。

また、子どもの人権に関する啓発等、子どもの健全育成を図るとともに、犯罪被害の防止や交通安全等、子どもにとって安全で安心な地域づくりを進めます。

＜平成26年度の主な事業＞

●**新** ふくしまから世界へ！「ふくしま夢アスリート」育成支援事業

9,580千円

将来の活躍が期待される15歳から20歳の青少年を「ふくしま夢アスリート」として指定し、強化練習会への参加支援、指導者のスキル引き上げのための講座等を実施した。

実績：スタートダッシュミーティング 1回開催

トップコーチ養成事業 4回開催

ふくしま夢アスリート交流事業 延べ138回参加
 ふくしま夢アスリートふれあい教室 3競技実施
 マルチサポート事業 延べ53名実施

●**新** **子どもの夢をはぐくむ読書活動推進事業** 2,795千円

子どもの読書活動に関わるボランティアの育成、経験者のスキルアップを行うための専門的な研修を実施した。

実績：「子ども読書推進シンポジウム」159名参加
 読書ボランティア初心者を対象とし7地区で実施した「人材育成基礎研修」386名参加
 ボランティア経験者を対象として4地区で実施した「ステップアップ研修」259名参加

●**新** **子どもの本がつなぐスマイルプロジェクト** 1,693千円

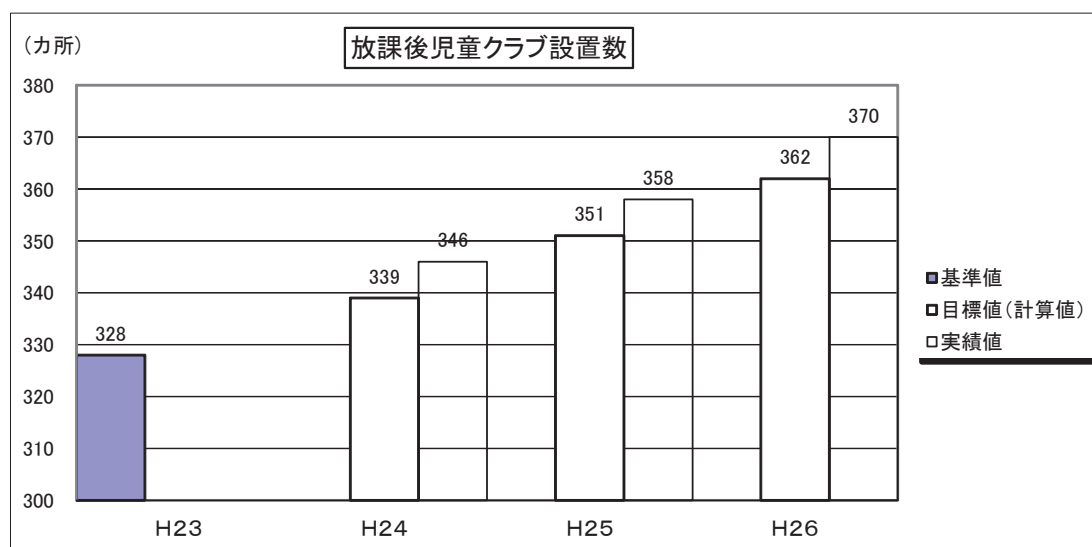
被災した子どもやその保護者が、本との触れ合いを通して、心を癒すためのフェスティバルを開催した。

実績：県立図書館で実施した「親子ふれあい読書フェスティバル（絵本はともだち）」に723名参加
 ビッグパレットふくしまで実施した「親子ふれあい読書フェスティバル（本はともだち）」に100名参加

● **放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）** 756,605千円

放課後児童が集う場として、放課後児童クラブの設置運営を支援した。

実績：事業実施市町村44市町村等・補助対象クラブ数 274カ所



※ 東日本大震災の影響により、平成23年度に休止していた放課後児童クラブの活動が再開するとともに、ニーズの高まりに応じて、放課後児童クラブが新設されたことにより、設置数が増加した。

●**新** **地域でつながる家庭教育応援事業** 3,191千円

「親の学び」を支援するため、PTAと連携し、家庭教育について親自身の学ぶ機会が充実するような支援、また、各地域で主体的に家庭教育の支援が行えるよう学習プログラムを作成するとともに、家庭教育支援者をリードする人材の育成、企業と連携し地域の家庭教育を推進した。

実績：家庭教育応援プロジェクト

福島県地域家庭教育推進協議会 2回

地域家庭教育推進各地区ブロック会議 7地区各 2回

家庭教育応援企業推進活動 19社

親子の学び応援講座 24講座 2,973名参加

家庭教育応援リーダー育成事業

家庭教育支援者スキルアップセミナー 16講座 346名参加

親育ち応援学習プログラムの作成

・ふくしま子ども自然環境学習推進事業

16,144千円

尾瀬の優れた自然環境の中で、自然環境学習を行った。

実績：26校に補助し、小中学生1,044名

<指標評価>

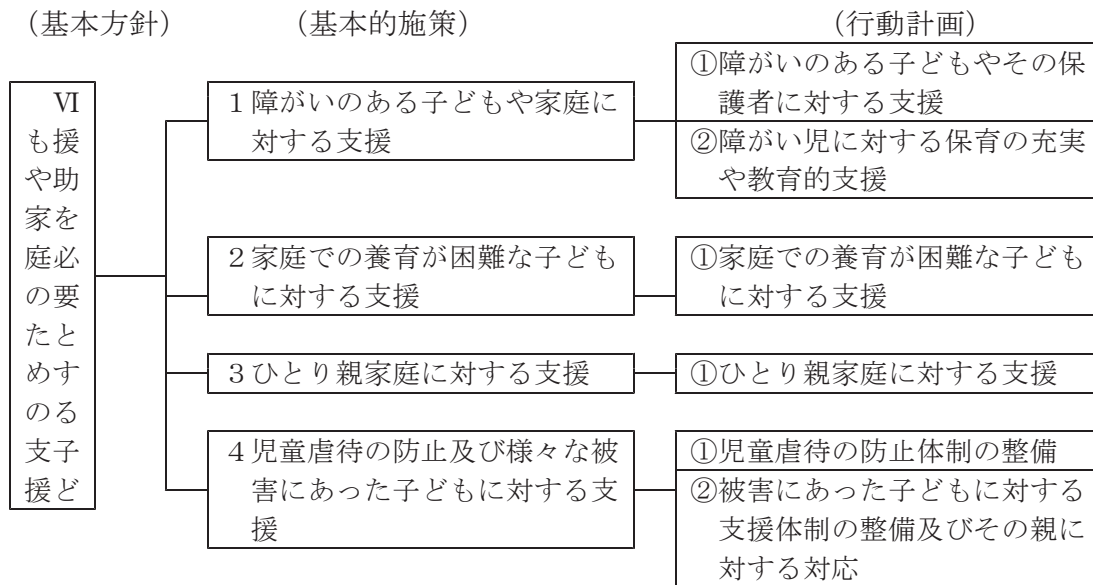
「基本方針V」についての指標評価

施策に関する指標		基準値 (計画改定時の値) A	目標値 (平成26年度) B	実績値 (平成26年度) C	達成率 (C-A)/(B-A)	達成 状況 ※
V 子どもの健やかな成長のための環境づくり						
不登校の件数	H23	1,491人	1,278人以下	1,639人	—	D
いじめの解消率	H23	92.6%	100.0%	96.9%	58.1%	B
全国体力・運動能力等調査結果 (全国平均との比較割合・ 全国平均=100) (小学校5年生男子)	H22	99.1	99.4以上	97.1	—	D
全国体力・運動能力等調査結果 (全国平均との比較割合・ 全国平均=100) (小学校5年生女子)	H22	101.0	101.3以上	100	—	D
全国体力・運動能力等調査結果 (全国平均との比較割合・ 全国平均=100) (中学校2年生男子)	H22	98.2	98.9以上	97.7	—	D
全国体力・運動能力等調査結果 (全国平均との比較割合・ 全国平均=100) (中学校2年生女子)	H22	97.4	98.1以上	98.7	185.7%	A
全国学力・学習状況調査結果 (全国平均正答率との比較割合・ 全国平均=100) (小学校・国語)	H24	99.7	100.6以上	101.5	200.0%	A
全国学力・学習状況調査結果 (全国平均正答率との比較割合・ 全国平均=100) (小学校・算数)	H24	97.7	98.9以上	100	191.7%	A
全国学力・学習状況調査結果 (全国平均正答率との比較割合・ 全国平均=100) (中学校・国語)	H24	101.9	102.3以上	99.6	—	D
全国学力・学習状況調査結果 (全国平均正答率との比較割合・ 全国平均=100) (中学校・数学)	H24	98.7	99.7以上	95.5	—	D
公立幼稚園における小学校 との連携活動実施率	H23	96.7%	100%	98.9%	66.7%	B
有益な映画、書籍等の推 奨数(累計)	H24 映画	86本	87本	88本	200.0%	A
	H24 図書	131冊	140冊	141冊	111.1%	A
一人当たりの都市公園面積	H23	12.43㎡/人	12.50㎡/人	12.8㎡/人	528.6%	A
尾瀬で自然環境学習を 行った県内児童生徒数	H23	769人	1,100人以上	1,044人	83.1%	B
放課後児童クラブ設置数	H23	328カ所	362カ所以上	370カ所	123.5%	A

(目標未達成の理由)

指 標	評価	理 由
不登校の件数	D	平成24年度の調査結果(1,554)と比較すると、無気力や不安などの情緒的混乱をきっかけとした、不登校件数の増加傾向が見られるが、転学による環境の変化があったことを踏まえると、震災の影響は否定できない。
いじめの解消率	B	平成24年度の調査結果(98.3%)と比較すると、1.5%減少しており、今後も組織的な対応の充実により、実効的に実践していく。
全国体力・運動能力等調査結果(全国平均との比較割合・全国平均=100) (小学校5年生男女)	D	原子力災害発生後、放射線による健康被害への不安から屋外活動を制限する時期があり、このことが体力の低下に影響していると考えられる。
全国体力・運動能力等調査結果(全国平均との比較割合・全国平均=100) (中学校2年生男子)	D	原子力災害発生後、放射線による健康被害への不安から屋外活動を制限する時期があり、このことが体力の低下に影響していると考えられる。
全国学力・学習状況調査結果(全国平均正答率との比較割合・全国平均=100) (中学校・国語)	D	平成25年度の調査結果(102.3%)と比較すると、基礎的・基本的な知識・技能とそれらを活用する力が十分身につけていないことから、下降傾向がみられる。
全国学力・学習状況調査結果(全国平均正答率との比較割合・全国平均=100) (中学校・数学)	D	平成25年度の調査結果(94.2%)と比較すると、上昇傾向がみられるが、目標値には達していない。基本的な知識・技能の定着とそれらを活用する力が十分身につけていないため、指導の工夫・改善を図る必要がある。
公立幼稚園における小学校との連携活動実施率	B	児童と幼児の交流、教員の交流、共同研修等連携は順調に進んでいるが、まだ数園程度進んでいない園があるため。
尾瀬で自然環境学習を行った県内児童生徒数	B	学校数は増加しているものの小規模校が多く、目標値を下回っている。

＜基本方針VI＞援助を必要とする子どもや家庭のための支援



＜基本方針の概要＞

障がいのある子どもや家庭において適切な養育を受けることができない子ども、ひとり親家庭等の援助が必要な子どもや家庭への支援を進めます。

また、児童虐待の防止体制を整備し、関係機関との協力・連携を図りながら、支援等を進めます。

＜平成26年度の主な事業＞

- **ひとり親家庭医療費助成事業** 172,079千円

市町村が行うひとり親家庭医療費助成に対し、補助率1/2の補助を行った。

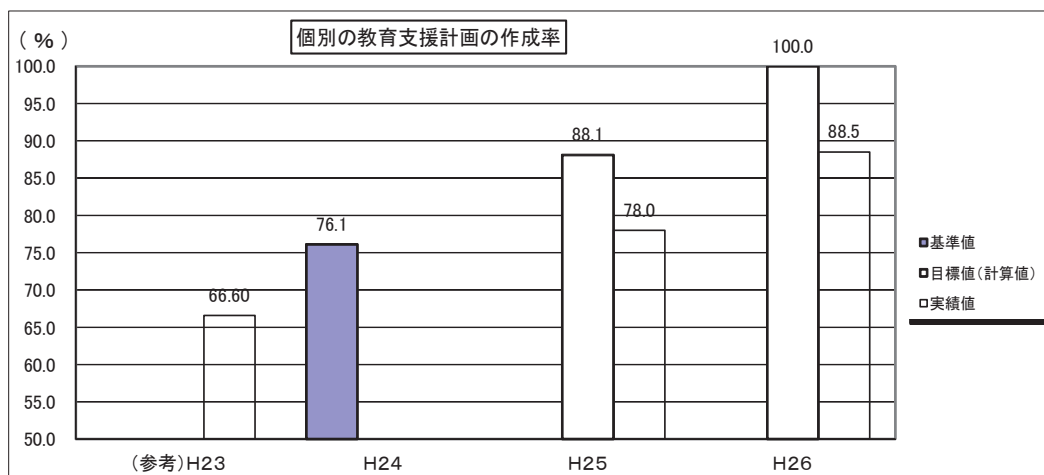
実績：補助市町村 55市町村
- **児童虐待ケース対応強化事業** 1,794千円

児童相談所の専門的機能を強化、虐待を受けた又はそのおそれのある子どもや保護者等の家族に対して心理的側面等からのケアを行うため精神科医によるカウンセリングを実施した。

実績：各児童相談所に児童虐待対応専門員を10名配置
カウンセリング延べ53回（延べ対象人数180人）
- **インクルーシブ教育システム構築事業** 2,354千円

障がいのある幼児児童生徒の特別支援教育を総合的に推進できるよう、市町村が関係機関と連携して行う支援体制整備の取組を支援するとともに、早期からの教育相談、巡回相談などを実施した。

実績：体制促進協議会（7地域各2回）
地域支援ネットワーク会議（7地域各3回程度）
相談支援チームを県内6地区の教育事務所に設置してケース会議等を実施、特別支援学校の巡回相談員による個別相談916件



※ 平成26年度は、前年度と比較して作成率が10.5ポイント上昇した。
 (平成26年度までの基準値は平成24年度実績値となっている。)

<指標評価>

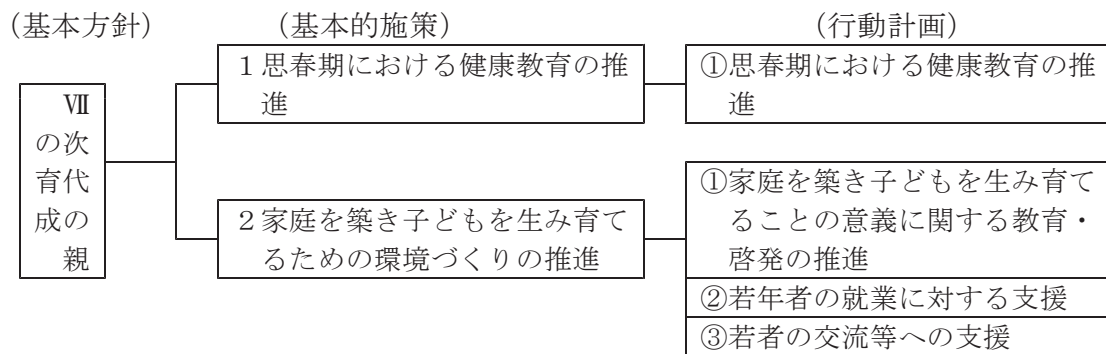
「基本方針VI」についての指標評価

施策に関する指標	基準値 (計画改定時の値) A	目標値 (平成26年度) B	実績値 (平成26年度) C	達成率 (C-A)/(B-A)	達成 状況 ※
VI 援助を必要とする子どもや家庭のための支援					
個別の教育支援計画の作成率	H24 76.1%	100.0%	88.5%	51.9%	B

(目標未達成の理由)

指 標	評価	理 由
個別の教育支援計画の作成率	B	小学校・中学校においては、ほとんどの学校で作成が進んだが、幼稚園、高等学校において、作成されていない学校、園が多かったため。

＜基本方針Ⅶ＞次代の親の育成



＜基本方針の概要＞

次代の親となるべき若者に対し、家庭を築き子どもを生き育てることの意義について教育や啓発を図るとともに、若者が自立して家庭を持てるようにするため、安定した就業に対する支援を進めるとともに、若者が互いに交流する機会を促進します。

＜平成26年度の主な事業＞

・薬物乱用防止指導員運営事業、覚せい剤・シンナー・ボンド乱用防止事業 2,054千円

覚せい剤、シンナー等の薬物乱用を防止するための普及運動を推進し、青少年等への啓発活動を行うとともに、薬物乱用防止指導員の活動支援を実施した。

実績：薬物乱用防止指導員研修会の実施（9地区 353名）

麻薬覚せい剤乱用防止運動の実施（広報による啓発、街頭キャンペーン）

「麻薬・覚せい剤乱用防止運動福島大会」の開催

・ふくしまで幸せつかもうプロジェクト事業 4,515千円

若者の出会いの場を創出するため、若者交流応援団体のネットワークを構築するとともに、企業間における独身者の交流会を実施した。

実績：婚活イベント県内4地域で10回開催 344名参加

カップル成立数54組

若者交流広報事業 掲載団体86 イベント数96件

ネットワーク促進会議 1回開催 31名参加

・キャリア教育推進事業 10,399千円

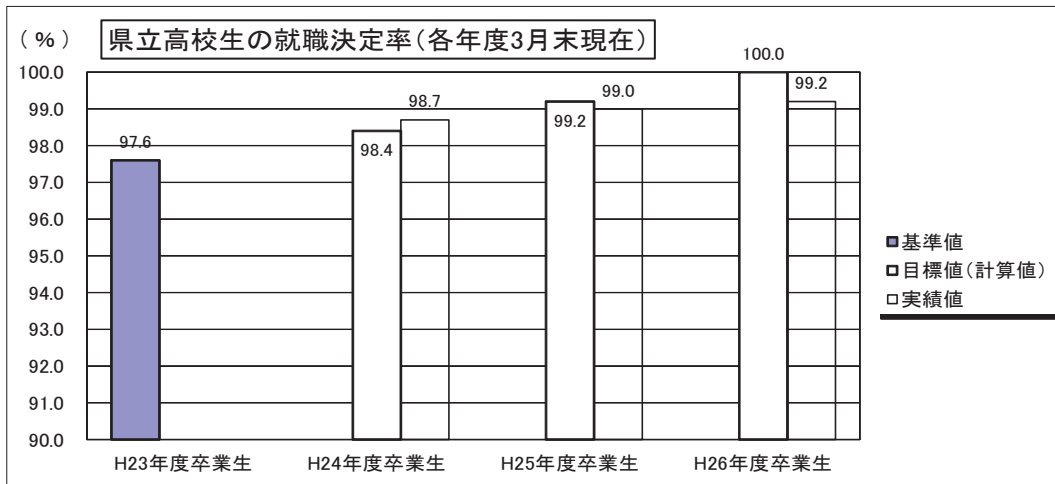
専門高校（農業高校、工業高校及び商業高校）において、産業関連の知識や技能を子どもたちに習得させるとともに、児童生徒の発達段階に応じたキャリア教育を推進した。

実績：専門高校プロジェクト事業

農業高校8校、工業高校12校、商業高校15校

専門高校における小・中学校連携事業

小学校3校、中学校2校、専門高校3校



※ 就職決定率は前年度より微増したものの、平成26年度の目標値には到達しなかった。

<指標評価>

「基本方針Ⅶ」についての指標評価

施策に関する指標		基準値 (計画改定時の値) A	目標値 (平成26年度) B	実績値 (平成26年度) C	達成率 (C-A)/(B-A)	達成状況 ※
Ⅶ 次代の親の育成						
「性に関する指導」の手引き活用率	H24	87.2%	100.0%	93.0%	45.3%	C
薬物乱用防止教室の受講率(中学生)	H23	22.7%	25.0%	26.6%	169.6%	A
県立高校生の就職決定率	H23	97.6%	100.0%	99.2%	66.7%	B

(目標未達成の理由)

指標	評価	理由
「性に関する指導」の手引き活用率	C	幼稚園及び高等学校の活用率が低いため。
県立高校生の就職決定率	B	縁故就職者、公務員浪人がいたため100%を達成できなかった。

参考

- 平成26年度子育て支援推進関連予算（前年度当初予算との比較表）
- 「子育てしやすい福島県づくり条例」

平成26年度子育て支援推進関連予算(前年度当初予算との比較表)

(単位：千円)

基本方針	当初予算	基本的施策	当初予算	行動計画	当初予算	
I 東日本大震災を踏まえた子どもや家庭への支援	25 39,040,871	1 子どもの生活環境の回復	25 10,413,254	(1) 放射線量の低減化	25 1,716,332	
	26 37,696,426		26 9,748,914	(2) 給食の安全・安心確保	26 841,185	
				(3) 学校等の施設復旧	25 1,593,039	
			2 子どもの心身の健康を守る取組の推進	25 8,872,031	(1) 健康の保持・増進	26 694,775
				26 8,793,941	(2) 子どもの心のケア	25 7,103,883
			3 未来を担う子ども・若者の育成	25 19,880,380	(1) 日本一安心して子どもを産み育てられる環境づくり	26 8,212,954
				26 19,284,571	(2) 生き抜く力を育む人づくり	25 7,990,576
	II 親と子のための保健・医療体制の整備と健康づくり	25 5,918,357	1 安心して出産できる保健・医療体制及び小児医療体制の整備	25 5,040,289	(1) 安心して出産できる保健・医療体制及び小児医療体制の整備	25 5,040,289
		26 6,139,813		26 5,111,122	26 5,111,122	
		2 不妊や不育に悩む夫婦に対する支援	25 124,160	(1) 不妊や不育に悩む夫婦に対する支援	25 124,160	
			26 193,363	26 193,363		
		3 親と子の健康づくりに対する支援	25 753,908	(1) 親と子の心と体の健康づくりに対する支援	25 615,959	
			26 835,328	(2) 食育の推進	26 643,770	
III 子育ての支援	25 22,043,443	1 子育て等に関する相談・情報提供体制の整備	25 218,615	(1) 子育て等に関する相談・情報提供体制の整備	25 218,615	
	26 21,451,009		26 438,009	26 438,009		
		2 子育て家庭の経済的負担の軽減	25 15,585,821	(1) 子育て家庭の経済的負担の軽減	25 15,585,821	
			26 15,007,641	26 15,007,641		
		3 地域における支援	25 927,852	(1) 子育て支援環境づくりに関する啓発・調査等	25 71,449	
			26 1,012,855	(2) 子育て支援団体等による子育て支援活動の充実	26 45,225	
				(3) 高齢者による支援	25 841,918	
		4 子育て支援サービスの充実	25 3,274,631	(1) 保育施設の整備の促進及び保育の質の向上	25 1,399,078	
			26 3,047,972	(2) 認可外保育施設への支援	26 818,647	
				(3) 多様なニーズに対応した子育て支援サービスの推進	25 18,365	
	5 子育てしやすい生活環境の整備	25 2,094,681	(1) 子育てしやすい居住環境の整備	25 1,274,077		
		26 1,990,369	(2) 安心して子育てができるまちづくりの推進	26 1,273,605		
IV 子育てと社会参加の両立のための環境づくり	25 2,808,324	1 男女共同参画による子育ての推進	25 3,212	(1) 男女共同参画の推進	25 3,212	
	26 6,397,901		26 43,711	26 43,711		
		2 仕事と生活の調和(ワークライフ・バランス)に配慮した環境の整備	25 2,805,256	(1) 仕事と生活の調和(ワークライフ・バランス)に配慮した働き方の普及促進	25 759,211	
			26 6,353,175	(2) 育児休業制度等の定着と充実	26 316,130	
		3 出産・子育てのために退職した人に対する就業支援の推進	25 1,946	(1) 出産・子育てのために退職した人に対する就業支援の推進	25 2,047,090	
			26 3,105	26 6,038,090		

子育て支援推進
関連予算額計
25 75,722,032
26 78,991,714

25 当初予算額
26 当初予算額

次項へ続く



平成26年度子育て支援推進関連予算(前年度当初予算との比較表)

(単位：千円)

基本方針	当初予算	基本的施策	当初予算	行動計画	当初予算		
V 子どもの健やかな成長のための環境づくり	25 12,150,065	1 学校教育の充実	25 8,119,437	(1) 豊かなこころの育成	25 661,778		
	26 12,701,982		26 8,521,298	(2) 健やかな体の育成	26 703,134		
				(3) 確かな学力の育成	25 138,520		
				26 112,981	(4) 学校の教育環境の整備	26 322,546	
				26 330,807	25 6,746,977		
				26 7,079,203	(5) 幼児教育の充実	26 249,616	
				26 295,173		26 295,173	
				2 地域における教育等の充実	(1) 家庭教育への支援と地域と連携した教育の推進	25 17,591	
					26 38,145	(2) 子どもや青少年が健やかに育つことができる環境づくりの推進	25 77,244
					26 71,677	(3) 遊びの環境の整備	25 807,884
					26 1,002,521	(4) 体験学習の推進	25 1,814,924
					26 1,508,454	(5) 困難を有する子どもに対する支援体制の整備	25 597,110
				26 597,110		26 597,110	
				3 放課後児童の健全育成の推進	(1) 放課後児童の健全育成の推進	25 1,089,341	
					26 1,387,173	26 1,387,173	
		4 子どもの権利や意見が大切にされる環境づくりの推進	(1) 子どもの人権に関する啓発	25 1,224			
			26 46,437	26 1,224			
		5 子どもにとって安全で安心な地域づくりの推進	(2) 子どもの声を尊重した子育て環境づくりの推進	25 47,965			
			26 194,023	26 45,213			
		25 188,452	(1) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	25 178,755			
		26 194,023	26 174,116	(2) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進	25 9,697		
			26 19,907	26 19,907			
VI 援助を必要とする子どもや家庭のための支援	25 9,063,083	1 障がいのある子どもや家庭に対する支援	25 3,281,471	(1) 障がいのある子どもやその保護者に対する支援	25 3,066,798		
	26 8,483,419		26 3,176,380	(2) 障がい児に対する保育の充実と教育的支援	26 2,946,335		
				25 214,673	(1) 家庭での養育が困難な子どもに対する支援	25 3,076,347	
				26 3,301,894	26 3,301,894		
				3 ひとり親家庭に対する支援	(1) ひとり親家庭に対する支援	25 2,684,592	
					26 1,983,855	26 1,983,855	
				4 児童虐待の防止及び様々な被害にあった子どもに対する支援	(1) 児童虐待の防止体制の整備	25 5,458	
					25 1,551,417	(2) 被害にあった子どもに対する支援体制の整備及びその親に対する対応	25 1,545,959
				26 1,659,034	26 1,652,995	26 1,652,995	
	VII 次代の親の育成		25 268,609	1 思春期における健康教育の推進	25 8,277	(1) 思春期における健康教育の推進	25 8,277
26 341,570		26 5,795	26 5,795				
		2 家庭を築き子どもを生み育てるための環境づくりの推進	(1) 家庭を築き子どもを生み育てることの意義に関する教育・啓発の推進		25 6,952		
			25 260,332		26 70,979		
			26 335,775		(2) 若年者の就業に対する支援	25 246,445	
		26 248,588	(3) 若者の交流等への支援	25 6,935			
			26 16,208	26 16,208			

※ 項目間に事業の重複があるため、小項目欄や中項目欄の合計が、必ずしも中項目欄や大項目欄の合計と合致しません。

子育てしやすい福島県づくり条例

平成二十二年十二月二十四日

福島県条例第八十号

改正 平成二五年一〇月一日条例第七二号

子どもは、いつの時代においても「社会の宝」であり、「未来への希望」です。将来の福島県を担う子どもが、家庭や地域の愛に包まれながら、心身ともに健やかに育つことは、私たち福島県民すべての願いです。

しかしながら、近年の子育てを取り巻く環境は、核家族化や少子化、さらには急激な都市化の進行により、大きく変化し、子育てしている家庭の孤立化を招くとともに、子育ての不安や負担が増大しており、それらの解消が大きな課題となっています。

こうした中で発生した東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）は、本県の子どもと家庭を取り巻く環境に深刻かつ重大な変化をもたらしました。

多くの子ども達が県内外への避難を余儀なくされ、中でも母子避難による二重生活は、家庭生活の在り方自体に影響を与えているほか、放射線の影響による健康上の不安、屋外活動の制限による体験活動機会の減少など、新たな課題を抱えることとなりました。

これらの課題に対応し、一日も早く安心して暮らせる福島県を取り戻すためには、本県の子育て環境の復興再生に向けた重点的な施策を迅速に展開することが重要であるとともに、人と人との絆やふるさとを愛する心を育むことが大切です。

幸い、本県では、厳しくも豊かな自然や地域の伝統、文化により実直で他者を思いやる県民性がはぐくまれ、また、人づくりが地域の発展の礎との考えから、いにしえより子どもの教育に地域全体で力を入れてきた歴史があります。

例えば、江戸時代の会津藩の「じゅう 什の掟おきて」は、藩校日新館に入る前の幼少の子どもへの教えであり、うそを言ったり、弱いものをいじめたりしてはいけないなど、現代にも通じる内容が含まれており、子どもの健やかな成長を願う心として会津地域の人々に受け継がれています。本県における子育てを考えるとき、

大切な精神文化の一つであると思われます。

このような歴史を有する本県において、今日、県民が安心して子どもを生み、育てることができ、子育ての喜びや楽しみが実感できる環境を確立するためには、仕事と生活が調和し、子育ての基盤となる家庭が円満となるよう、家族が互いのきずなを確かめ合い、保護者と子どもが共に育ち合うという考え方が重要です。また、地域における人と人とのつながりを深め、行政機関はもとより、県民、事業主、関係機関、関係団体などが相互に連携と協力をして、社会全体で子育てをしていくことが求められています。

そのため、福島県は、子育て支援についての基本的な考え方を明らかにし、県民一人一人が子どもに対する深い愛情と子育てに対する使命感を持ち、県民誰もが「子育てしやすい福島県」を実感できる社会を築くため、この条例を制定します。

(平二五条例七二・一部改正)

(目的)

第一条 この条例は、子育て支援に関し、基本理念を定め、県の責務並びに県民、事業主及び保護者の役割を明らかにするとともに、子育て支援に関する施策の基本となる事項を定めることにより、子育て支援を推進し、県民が安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的とします。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- 一 子育て支援 県民が安心して子どもを生み、育てることができ、かつ、子どもが心身ともに健やかに成長することができる環境の整備のための県、市町村、県民、事業主その他子育てに関係する機関又は団体の取組をいいます。
- 二 子ども 十八歳未満の者(婚姻により成年に達したものとみなされる者を除きます。)をいいます。
- 三 保護者 親権者、未成年後見人その他現に子どもを保護、監督する者をいいます。

(基本理念)

第三条 子育て支援は、次に掲げる事項を踏まえて、社会全体で推進されなければなりません。

- 一 子どもの権利及び利益が尊重され、子どもが家庭や社会の一員として健やかに成長できるよう配慮すること。
- 二 家庭は子どもが育つ基盤であり、保護者が、子育てについての第一義的責任を有するものであること。
- 三 県、市町村、県民、事業主その他子育てに関係する機関又は団体が相互に連携し、協力すること。
- 四 東日本大震災により、深刻な影響を受けている本県の子育て環境の復興再生のため、積極的に対策を進めること。

(平二五条例七二・一部改正)

(県の責務)

第四条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」といいます。）に基づき、子育て支援に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有します。

(県民及び地域社会の役割)

第五条 県民及び地域社会を構成するものは、基本理念に基づき、子育て支援の重要性について関心を持ち、理解を深め、県民と地域社会が一体となって、県及び市町村が実施する子育て支援に関する施策に協力するよう努めるものとしします。

(事業主の役割)

第六条 事業主は、基本理念に基づき、その雇用する者の仕事と生活の調和が図られるように必要な雇用環境の整備に努めるものとしします。

- 2 事業主は、県及び市町村が実施する子育て支援に関する施策に協力するよう努めるものとしします。

(保護者の役割)

第七条 保護者は、基本理念に基づき、自らが子育てについての第一義的責任を有するという認識の下に、深い愛情をもって子どもを健やかに育てるものとします。

(基本的施策等)

第八条 県は、県民が安心して子どもを生み、育てることができ、かつ、子どもが心身ともに健やかに成長することができる環境の整備を推進するため、次に掲げる施策を実施するものとします。

一 子ども及び子どもを生み、育てる者の保健医療体制の充実及び健康の増進を図ること。

二 子どもを生み、育てる者の経済的負担の軽減を図ること。

三 子どもを生み、育てる者に対する相談又は情報提供を行う体制の整備を図ること。

四 子ども及び子どもを生み、育てる者に配慮した居住環境その他の生活環境の整備を図ること。

五 子どもを生み、育てる者の仕事と生活の調和が図られるよう支援すること。

六 命の大切さ、子育ての意義及び子育てにおける家庭の果たす役割について、教育及び啓発を行うこと。

七 障がいのある子ども及びその家庭への支援その他の援助を必要とする子ども及び家庭への支援を行うこと。

八 前各号に掲げるもののほか、子育て支援に関する必要な施策

2 前項に規定するもののほか、県は、東日本大震災からの子育て環境の復興再生に向けて、次に掲げる施策を実施するものとします。

一 子どもの健康への影響に配慮し、長期にわたる健康管理及び保健医療体制の充実を図ること。

二 子どもの健やかな成長への影響に配慮し、子どもの活動の場等の環境整備に努めること。

三 子どもの日常生活への影響に配慮し、子どもの生活環境の改善に努めること。

(平二五条例七二・一部改正)

(基本計画の策定)

第九条 知事は、前条各号に掲げる施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画（以下「基本計画」といいます。）を策定しなければなりません。

2 基本計画は、子育て支援に関する施策の基本的事項について定めるものとします。

3 知事は、基本計画を策定し、又は変更するにあたっては、県民の意見を反映させるために必要な措置をとるものとします。

4 知事は、基本計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとします。

(推進体制の整備)

第十条 県は、子育て支援に関する施策を市町村、県民、事業主その他子育てに関係する機関又は団体との連携の下に推進するため、必要な体制を整備するものとします。

(財政上の措置)

第十一条 県は、子育て支援に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置をとるものとします。

(年次報告)

第十二条 知事は、毎年、福島県議会に、基本計画に基づいて実施した施策について報告しなければなりません。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行します。ただし、第十二条の規定は、平成二十三年四月一日から施行します。

2 この条例の施行の際現に次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第二百十号）第九条第一項の規定により定められている計画は、第九条第一項の規定により定められた基本計画とみなします。

附 則（平成二五年条例第七二号）

この条例は、公布の日から施行する。